

附属書 3

危険有害性情報のコード、
注意書きのコードと使用法
および注意絵表示

附属書 3

第1節

危険有害性情報のコード

A3.1.1 序文

A3.1.1.1 危険有害性情報とは、危険有害性クラスおよび危険有害性区分に割り当てられた文言であって、危険有害な製品の危険有害性の性質を、該当する程度も含めて記述する文言をいう。

A3.1.1.2 この節にはGHSの危険有害性区分に適用される危険有害性情報にそれぞれ割り当てられた推奨コードを含む。

A3.1.1.3 危険有害性情報のコードは参照するためのものである。コードは危険有害性情報の文言の一部ではないので、文言の代わりに用いることはできない。

A3.1.2 危険有害性情報のコード

A3.1.2.1 危険有害性情報には一つの文字と三つの数字からなる英数字コードが、下記のように割り当てられている。

- (a) 文字「H」（危険有害性情報“hazard Statement”）
- (b) 危険有害性の種類を示す番号、割り当てられた危険有害性情報に対し下記のように番号が付けられている
 - 「2」物理的危険性
 - 「3」健康有害性
 - 「4」環境有害性
- (c) 連続した二つの番号、物質や混合物の性質に起因する危険有害性をあらわす、例えば、爆発性（コード200から210）、可燃性（コード220から230）他

A3.1.2.2 割り当てられた危険有害性情報に使用するコードは、物理的危険性は表A3.1.1に、健康有害性は表A3.1.3に、環境有害性はA3.1.3に番号順に記載してある。

第1欄	危険有害性情報コード
第2欄	危険有害性情報 特別の指示がない限り、太字になっている文言がラベルに記載される。斜体の情報は、もし情報があれば、危険有害性情報の一部として記載する。 例えば、「 長期にわたる、または反復暴露 （他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する）により 臓器の障害 （もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる）」
第3欄	危険有害性クラスおよび該当する危険有害性クラスについての情報があるGHS文書の章
第4欄	当該危険有害性情報が適用可能な危険有害性クラスでの区分

表 A3.1.1 : 物理的危険性の危険有害性情報コード

コード (1)	物理的危険性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	区分 (4)
H200	不安定火薬類	火薬類 (2.1 章)	不安定 火薬類
H201	爆発物 ; 大量爆発危険性	火薬類 (2.1 章)	等級 1.1
H202	爆発物 ; 激しい飛散危険性	火薬類 (2.1 章)	等級 1.2
H203	爆発物 ; 火災、爆風または飛散危険性	火薬類 (2.1 章)	等級 1.3
H204	火災または飛散危険性	火薬類 (2.1 章)	等級 1.4
H205	火災時に大量爆発のおそれ	火薬類 (2.1 章)	等級 1.5
H220	極めて可燃性/引火性の高いガス	可燃性/引火性ガス (2.2 章)	1
H221	可燃性/引火性の高いガス	可燃性/引火性ガス (2.2 章)	2
H222	極めて可燃性/引火性の高いエアゾール	可燃性/引火性ガス (2.3 章)	1
H223	可燃性/引火性のエアゾール	可燃性/引火性ガス (2.3 章)	2
H224	極めて引火性の高い液体および蒸気	引火性液体 (2.6 章)	1
H225	引火性の高い液体および蒸気	引火性液体 (2.6 章)	2
H226	引火性の液体および蒸気	引火性液体 (2.6 章)	3
H227	引火性液体	引火性液体 (2.6 章)	4
H228	可燃性固体	可燃性固体 (2.7 章)	1,2
H240	熱すると爆発の恐れ	自己反応性化学品 (2.8 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A
H241	熱すると火災や爆発のおそれ	自己反応性化学品 (2.8 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ B
H242	熱すると火災のおそれ	自己反応性化学品 (2.8 章) 有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ C,D,E,F
H250	空気に触れると自然発火	自然発火性液体 (2.9 章) 自然発火性固体 (2.10 章)	1
H251	自己発熱 ; 火災のおそれ	自己発熱性化学品 (2.11 章)	1
H252	大量の場合自己発熱 ; 火災のおそれ	自己発熱性化学品 (2.11 章)	2
H260	水に触れると自然発火するおそれのある可燃性 /引火性ガスを発生	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1
H261	水に触れると可燃性/引火性ガスを発生	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	2,3
H270	発火または火災助長のおそれ ; 酸化性物質	支燃性/酸化性ガス (2.4 章)	1
H271	火災または爆発のおそれ ; 強酸化性物質	酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章)	1
H272	火災助長のおそれ ; 酸化性物質	酸化性液体 (2.13 章) 酸化性固体 (2.14 章)	2,3

コード (1)	物理的危険性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	区分 (4)
H280	加圧ガス；熱すると爆発のおそれ	高圧ガス (2.5 章)	高圧ガス 液化ガス 溶解ガス
H281	深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ	高圧ガス (2.5 章)	深冷液化 ガス
H290	金属腐食のおそれ	金属腐食性物質 (2.16 章)	1

表 A3.1.2： 健康有害性の危険有害性情報コード

コード (1)	健康有害性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	区分 (4)
H300	飲み込むと生命に危険	急性毒性、経口 (3.1 章)	1,2
H301	飲み込むと有毒	急性毒性、経口 (3.1 章)	3
H302	飲み込むと有害	急性毒性、経口 (3.1 章)	4
H303	飲み込むと有害のおそれ	急性毒性、経口 (3.1 章)	5
H304	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ	吸引性呼吸器有害性 (3.10 章)	1
H305	飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ	吸引性呼吸器有害性 (3.10 章)	2
H310	皮膚に接触すると生命に危険	急性毒性、経皮 (3.1 章)	1,2
H311	皮膚に接触すると有毒	急性毒性、経皮 (3.1 章)	3
H312	皮膚に接触すると有害	急性毒性、経皮 (3.1 章)	4
H313	皮膚に接触すると有害のおそれ	急性毒性、経皮 (3.1 章)	5
H314	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷	皮膚腐食性/刺激性 (3.2 章)	1A,1B,1C
H315	皮膚刺激	皮膚腐食性/刺激性 (3.2 章)	2
H316	軽度の皮膚刺激	皮膚腐食性/刺激性 (3.2 章)	3
H317	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ	感作性、皮膚 (3.4 章)	1
H318	重篤な眼の損傷	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 (3.3 章)	1
H319	強い眼刺激	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 (3.3 章)	2A
H320	眼刺激	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 (3.3 章)	2B
H330	吸入すると生命に危険	急性毒性、吸入 (3.1 章)	1,2
H331	吸入すると有毒	急性毒性、吸入 (3.1 章)	3
H332	吸入すると有害	急性毒性、吸入 (3.1 章)	4
H333	吸入すると有害のおそれ	急性毒性、吸入 (3.1 章)	5
H334	吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難 を起こすおそれ	感作性、呼吸器 (3.4 章)	1
H335	呼吸器への刺激のおそれ	特定標的臓器毒性、単回暴露； 気道刺激性 (3.8 章)	3
H336	眠気やめまいのおそれ	特定標的臓器毒性、単回暴露； 麻酔作用 (3.8 章)	3

コード (1)	健康有害性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	区分 (4)
H340	遺伝性疾患のおそれ (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	生殖細胞変異原性 (3.5 章)	1A,1B
H341	遺伝性疾患のおそれの疑い (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	生殖細胞変異原性 (3.5 章)	2
H350	発がんのおそれ (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	発がん性 (3.6 章)	1A,1B
H351	発がんのおそれの疑い (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	発がん性 (3.6 章)	2
H360	生殖能または胎児への悪影響のおそれ (もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	生殖毒性 (3.7 章)	1A,1B
H361	生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い (もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	生殖毒性 (3.7 章)	2
H362	授乳中の子に害を及ぼすおそれ	生殖毒性、授乳に対するまたは授乳を介したの影響 (3.7 章)	追加区分
H370	臓器の障害 (もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	特定標的臓器有害性、単回暴露 (3.8 章)	1
H371	臓器の障害のおそれ (もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	特定標的臓器有害性、単回暴露 (3.8 章)	2
H372	長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害 (もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	特定標的臓器有害性、反復暴露 (3.9 章)	1
H373	長期にわたる、または反復暴露により臓器の障害のおそれ (もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる) (他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する)	特定標的臓器有害性、反復暴露 (3.9 章)	2

表 A3.1.3 : 環境有害性の危険有害性情報コード

コード (1)	環境有害性 危険有害性情報 (2)	危険有害性クラス (GHS の章) (3)	区分 (4)
H400	水生生物に強い毒性	水生環境有害性、急性毒性 (4.1章)	1
H401	水生生物に毒性	水生環境有害性、急性毒性 (4.1章)	2
H402	水生生物に有害	水生環境有害性、急性毒性 (4.1章)	3
H410	長期的影響により水生生物に非常に強い毒性	水生環境有害性、慢性毒性 (4.1章)	1
H411	長期的影響により水生生物に毒性	水生環境有害性、慢性毒性 (4.1章)	2
H412	長期的影響により水生生物に有害	水生環境有害性、慢性毒性 (4.1章)	3
H413	長期的影響により水生生物に有害のおそれ	水生環境有害性、慢性毒性 (4.1章)	4

附属書 3

第2節

注意書きのコード

A3.2.1 序文

A3.2.1.1 注意書きは、危険有害性をもつ製品への暴露、または、その不適切な貯蔵や取扱いから生じる被害を防止し、または最小にするために取るべき推奨措置について記述した文言（または絵表示）を意味する。

A3.2.1.2 GHSには5種類の注意書きがある、すなわち**一般**、**安全対策**、**応急措置**（事故的な漏出やばく露、応急措置および救急処置）、**保管**そして**破棄**である。GHSのそれぞれの危険有害性クラスおよび区分に対する適当な文言の選択に関するアドバイスも含め、注意書きの使用手引は本附属書の第3節を参照のこと。

A3.2.1.3 本節にはそれぞれの注意書きに対する推奨コードを含む。

A3.2.2 注意書きのコード化

A3.2.2.1 注意書きには一つの文字と三つの数字からなる英数字コードが、下記のように割り当てられている。

- (a) 文字「P」（注意書き“precautionary Statement”）
- (b) 注意書きの文言の種類により一つの番号が割り当てられる
 - 「1」一般的な注意書き
 - 「2」安全対策の注意書き
 - 「3」応急措置の注意書き
 - 「4」貯蔵の注意書き
 - 「5」廃棄の注意書き
- (c) 連続した二つの番号、物質や混合物の性質に起因する危険有害性をあらわす、例えば、爆発性（コード200から210）、可燃性（コード220から230）他

A3.2.2.2 注意書きのコードは参照するためのものである。コードは注意書きの文言の一部ではないので、文言の代わりに用いることはできない。

A3.2.2.3 割り当てられた注意書きに使用するコードは、一般的な注意書きは表 A3.2.1 に、安全対策の注意書きは表 3.2.2 に、応急措置の注意書きは表 A3.2.3 に、貯蔵の注意書きは表 A3.2.4 に、廃棄の注意書きは表 A3.2.5 に番号順に記載してある。

A3.2.3 注意書きコード表の構成

A3.2.3.1 それぞれの表は5つの欄に分割され下記の情報を含む。

- 第1欄 注意書きコード
- 第2欄 注意書き

第 3 欄	危険有害性クラスおよび該当する場合のばく露経路、推奨される注意書きとともに危険有害性クラスに関する情報がある GHS 文書の章を記載
第 4 欄	当該危険有害性情報が適用可能な危険有害性クラスでの区分
第 5 欄	該当する場合、注意書きの使用に関する条件

A3.2.3.2 表の第 2 欄には**注意書きの核となる部分を太字**で示している。特別の指示がない限り、この文言をラベルに使用すべきである。推奨されるラベル用文言の変更は所管官庁の選択による。

A3.2.3.3 第 2 欄の注意書きに斜線「/」がある時、これは分離された文言を選択しなければならないことを示す。このような場合、製造者や供給者は選択するか、あるいは所管官庁は最も適当な文言を規定してもよいであろう。例えば、P280 の「**保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること**」を「**保護眼鏡を着用すること**」としてもよい。

A3.2.3.4 第 2 欄の注意書きに 3 つの句点「. . .」がある時、これらは全ての適用条件がそろっているわけではないことを示す。例えば、P241「**防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/. . . /機器を使用すること**」の「. . .」は他の機器が特定される必要があるかもしれないことを示している。このような場合、製造者や供給者は選択するか、あるいは所管官庁は最も適当な文言を規定してもよいであろう。

A3.2.3.5 付加情報が必要あるいは情報が特定されなければならない場合は、第 5 欄に示されている。

A3.2.3.6 第 5 欄に**斜体字**が使用されている時は、注意書きの使用や割り当てに特別な条件が必要であることを示している。これは注意書きの一般的な使用や特別な危険有害性クラスおよび/または区分への使用条件に関わっている。例えば、P241「**防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/. . . /機器を使用すること**」は、可燃性固体では「*粉じん雲が発生する場合*」のみ適用される。

A3.2.3.7 使用者の言語への翻訳を容易にするために、この節の表における注意書きは個々の句に細分化されている。多くの例で見られるように GHS ラベルで必要とされる文章はこれらを結合したものである。これは本付属書で加算マーク「+」用いたコードで示されている。例えば、P305+P351+P338 はラベルでは「**眼に入った場合：水で数分注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。**」となる。これらの足し算的注意書きは本節の注意書き表の最後に記載されている。まず、個別の注意書きの翻訳が必要であり、これが足し算的注意書きを可能にする。

表 A3.2.1 一般的注意書きのコード

コード (1)	一般的注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P101	医学的な助言が必要な時には、製品容器やラベルを持っていくこと。	適宜		消費者製品
P102	子供の手の届かないところに置くこと。	適宜		消費者製品
P103	使用前にラベルをよく読むこと。	適宜		消費者製品

表 A3.2.2 安全対策注意書きのコード

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P201	使用前に取扱説明書を入手すること。	火薬類 (2.1 章)	不安定火薬類	
		生殖細胞変異原性 (3.5 章)	1A,1B,2	
		発がん性 (3.6 章)	1A,1B,2	
		生殖毒性 (3.7 章)	1A,1B,2	
		生殖毒性、授乳期または授乳を通しての影響 (3.7 章)	追加区分	
P202	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。	火薬類 (2.1 章)	不安定火薬類	
		生殖細胞変異原性 (3.5 章)	1A,1B,2	
		発がん性 (3.6 章)	1A,1B,2	
		生殖毒性 (3.7 章)	1A,1B,2	

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)	
P210	熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。	火薬類 (2.1 章)	等級 1.1,1.2,1.3,1.4,1.5	製造者/供給者または所管官庁が指定する特定の着火源	
		可燃性/引火性ガス (2.2 章)	1,2		
		可燃性/引火性エアゾール (2.3 章)	1,2		
		引火性液体 (2.6 章)	1,2,3		
		可燃性固体 (2.7 章)	1,2		
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F		
		自然発火性液体 (2.9 章)	1		
		自然発火性固体 (1.10 章)	1		
		有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F		
		引火性液体 (2.6 章)	4		－炎や高温のものから遠ざけることを明示すること
		酸化性液体 (2.13 章)	1,2,3		－熱から遠ざけることを明示すること
		酸化性固体 (2.14 章)	1,2,3		
P211	裸火または他の着火源に噴霧しないこと。	可燃性/引火性エアゾール (2.3 章)	1,2		
P220	衣類/. . . /可燃物から遠ざけること。	支燃性/酸化性ガス (2.4 章)	1	. . . 製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質	
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F		
		酸化性液体 (2.13 章)	2,3		
		酸化性固体 (2.14 章)	2,3		
		有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F		
		酸化性液体 (2.13 章)	1		－衣類や可燃物から遠ざけることを明示すること
		酸化性固体 (2.14 章)	1		

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P221	可燃物と混合を回避するために予防策をとること。	酸化性液体 (2.13 章)	1,2,3	... 製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質
		酸化性固体 (2.14 章)	1,2,3	
P222	空気に接触させないこと。	自然発火性液体 (2.9 章)	1	
		自然発火性固体 (2.10 章)	1	
P223	激しい反応と火災の発生の危険があるため、水と接触させないこと。	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2	
P230	... にて湿らせておくこと。	火薬類 (2.1 章)	等級 1.1,1.2,1.3,1.5	... 製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な物質 — 製造または運転プロセスに必要な場合を除き、乾燥により爆発危険性が増す場合、例： ニトロセルロース
P231	不活性ガスで取り扱うこと。	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3	
P232	湿気を遮断すること。	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3	
P233	容器を密閉しておくこと。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3	— 製品が危険有害な気体を発生させるほど揮発性である場合
		急性毒性—吸入 (3.1 章)	1,2,3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激性 (3.8 章)	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用 (3.8 章)	3	
P234	他の容器に移し替えないこと。	自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		金属腐食性物質 (2.16 章)	1	

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P235	涼しいところに置くこと。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3,4	
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		自己発熱性化学品 (2.11 章)	1,2	
		有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
P240	容器を接地すること/アースをとること。	火薬類 (2.1 章)	等級 1.1,1.2,1.3,1.4、1.5	—火薬類が静電的に敏感である場合
		引火性液体 (2.6 章)	1,2,3	—静電的に敏感な物質を積みなおす場合 —製品が危険有害な気体を発生させるほど揮発性である場合
		可燃性固体 (2.7 章)	1,2	—静電的に敏感な物質を積みなおす場合
P241	防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/. . . 機器を使用すること。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3	. . . 製造者/供給者または所管官庁が指定する他の機器
		可燃性固体 (2.7 章)	1,2	. . . 製造者/供給者または所管官庁が指定する他の機器 —粉じん雲が発生する可能性がある場合
P242	火花を発生させない工具を使用すること。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3	
P243	静電気放電に対する予防措置を講ずること。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3	
P244	減圧バルブにはグリースおよび油を使用しないこと。	支燃性/酸化性ガス (2.4 章)	1	
P250	粉砕/衝撃/. . . /摩擦のような取り扱いをしないこと。	火薬類 (2.1 章)	等級	. . . 製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な取扱い
			1.1,1.2,1.3,1.4、1.5	

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P251	加圧容器：使用後の含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。	可燃性/引火性エアゾール (2.3 章)	1,2	
P260	粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。	急性毒性－吸入 (3.1 章)	1,2	製造者/供給者またな所管官庁が指定する適用条件
		特定標的臓器有害性、単回暴露 (3.8 章)	1,2	
		特定標的臓器有害性、反復暴露 (3.9 章)	1,2	
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	－粉じんやミストを吸入しないよう明示する －使用中に吸入されうるほこりやミストの粒子が発生するかもしれない場合
		生殖毒性、授乳期または授乳を通しての影響 (3.7 章)	追加区分	
P261	粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。	急性毒性－吸入 (3.1 章)	3,4	製造者/供給者またな所管官庁が指定する適用条件
		呼吸器感作性 (3.4 章)	1	
		皮膚感作性 (3.4 章)	1	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激性 (3.8 章)	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用 (3.8 章)	3	
P262	眼、皮膚、衣類につけないこと。	急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2	
P263	妊娠中/授乳期中は接触を避けること。	生殖毒性、授乳期または授乳を通しての影響 (3.7 章)	追加区分	
P264	取扱後は. . . よく洗うこと。	急性毒性－経口 (3.1 章)	1,2,3,4	. . . 製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分
		急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2	
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
		皮膚刺激性 (3.2 章)	2	
		眼刺激性 (3.2 章)	2A,2B	
		生殖毒性、授乳期または授乳を通しての影響 (3.7 章)	追加区分	

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P264 (続き)	取扱後は. . . よく洗うこと。 (続き)	特定標的臓器有害性、単回暴露 (3.8章)	1,2	. . . 製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分
		特定標的臓器有害性、反復暴露 (3.9章)	1	
P270	この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。	急性毒性－経口 (3.1章)	1,2,3,4	
		急性毒性－経皮 (3.1章)	1,2	
		生殖毒性、授乳期または授乳を通しての影響 (3.7章)	追加区分	
		特定標的臓器有害性、単回暴露 (3.8章)	1,2	
		特定標的臓器有害性、反復暴露 (3.9章)	1	
P271	屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。	急性毒性－吸入 (3.1章)	1,2,3,4	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、 気道刺激性 (3.8章)	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、 麻酔作用 (3.8章)	3	
P272	汚染された作業衣は作業場から出さないこと。	皮膚感作性 (3.4章)	1	
P273	環境への放出を避けること。	水生環境有害性、急性毒性 (4.1章)	1,2,3	－必要な時以外は
		水生環境有害性、慢性毒性 (4.1章)	1,2,3,4	

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P280	保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。	火薬類 (2.1 章)	等級 1.1,1.2,1.3,1.4、1.5	－保護面を指定すること 製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
		引火性液体 (2.6 章)	1,2,3,4	－保護手袋および保護面のを指定すること 製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
		可燃性固体 (2.7 章)	1,2	
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		自然発火性液体 (2.9 章)	1	
		自然発火性固体 (2.10 章)	1	
		自己発熱性化学品 (2.11 章)	1,2	
		水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3	
		酸化性液体 (2.13 章)	1,2,3	
		酸化性固体 (2.14 章)	1,2,3	
		有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2,3,4	－保護手袋/保護衣を指定すること 製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	－保護手袋/保護衣/保護面を指定すること 製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
		皮膚刺激性 (3.2 章)	2	－保護手袋を指定すること 製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
		皮膚感作性 (3.4 章)	1	製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
		重篤な眼の損傷性 (3.3 章)	1	－保護面を指定すること 製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
眼刺激性 (3.3 章)	2A	製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類		

コード (1)	安全対策注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P281	指定された個人用保護具を使用すること。	火薬類 (2.1 章)	不安定火薬類	
		生殖細胞変異原性 (3.5 章)	1A,1B,2	
		発がん性 (3.6 章)	1A,1B,2	
		生殖毒性 (3.7 章)	1A,1B,2	
P282	耐熱手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。	高压ガス (2.5 章)	深冷液化ガス	
P283	防火服/防災服/耐火服を着用すること。	酸化性液体 (2.13 章)	1	
		酸化性固体 (2.14 章)	1	
P284	呼吸用保護具を着用すること。	急性毒性－吸入 (3.1 章)	1,2	製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
P285	換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。	呼吸器感作性 (3.4 章)	1	製造者/供給者または所管官庁が指定する機器の種類
P231 + P232	湿気を遮断し、不活性ガス下で取り扱うこと。	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3	
P235 + P410	涼しいところに置き、日光を避けること。	自己発熱性化学品 (2.11 章)	1,2	

表 A3.2.3 応急措置注意書きのコード

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P301	飲み込んだ場合：	急性毒性－経口（3.1章）	1,2,3,4	
		皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		吸引性呼吸器有害性（3.10章）	1,2	
P302	皮膚に付着した場合：	自然発火性液体（2.9章）	1	
		急性毒性－経口（3.1章）	1,2,3,4	
		皮膚刺激性（3.2章）	2	
		皮膚感作性（3.4章）	1	
P303	皮膚（または髪）に付着した場合：	引火性液体（2.6章）	1,2,3	
		皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
P304	吸入した場合：	急性毒性－吸入（3.1章）	1,2,3,4,5	
		皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		呼吸器感作性（3.4章）	1	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激性（3.8章）	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用（3.8章）	3	
P305	眼に入った場合：	皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		重篤な眼の障害性（3.3章）	1	
		眼刺激性（3.3章）	2A,2B	
P306	衣類にかかった場合：	酸化性液体（2.13章）	1	
		酸化性固体（2.14章）	1	
P307	暴露した場合：	特定標的臓器有害性、単回暴露（3.8章）	1	
P308	暴露または暴露の懸念がある場合：	生殖細胞変異原性（3.5章）	1A,1B,2	
		発がん性（3.6章）	1A,1B,2	
		生殖毒性（3.7章）	1A,1B,2	
		生殖毒性、授乳に対するまたは授乳を介した影響（3.7章）	追加区分	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P309	暴露したとき、または気分が悪い時：	特定標的臓器有害性、単回暴露（3.8章）	2	
P310	ただちに医師に連絡すること。	急性毒性－経口（3.1章）	1,2,3	
		急性毒性－経皮（3.1章）	1,2	
		急性毒性－吸入（3.1章）	1,2	
		皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		重篤な眼の障害性（3.3章）	1	
		吸引性呼吸器有害性（3.10章）	1,2	
P311	医師に連絡すること。	急性毒性－吸入（3.1章）	3	
		呼吸器感作性（3.4章）	1	
		特定標的臓器有害性、単回暴露（3.8章）	1,2	
P312	気分が悪い時は医師に連絡すること。	急性毒性－経口（3.1章）	4	
		急性毒性－経口（3.1章）	5	
		急性毒性－経皮（3.1章）	3,4,5	
		急性毒性－吸入（3.1章）	4	
		急性毒性－吸入（3.1章）	5	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激性（3.8章）	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用（3.8章）	3	
P313	医師の診断/手当てを受けること。	皮膚刺激性（3.2章）	2,3	
		眼刺激性（3.3章）	2A,2B	
		皮膚感作性（3.4章）	1	
		生殖細胞変異原性（3.5章）	1A,1B,2	
		発がん性（3.6章）	1A,1B,2	
		生殖毒性（3.7章）	1A,1B,2	
		生殖毒性、授乳に対するまたは授乳を介した影響（3.7章）	追加区分	
P314	気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。	特定標的臓器有害性、反復暴露（3.9章）	1,2	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P315	直ちに医師に診断/手当てを受けること。	高圧ガス (2.5 章)	深冷液化ガス	
P320	特別な治療が緊急に必要である (このラベルの... を見よ)。	急性毒性－吸入 (31.章)	1,2	... 補足的な応急措置の説明 －緊急の解毒剤の投与が必要な場合
P321	特別な処置が必要である (このラベルの... を見よ)。	急性毒性－経口 (3.1 章)	1,2,3	... 補足的な応急措置の説明 －緊急の解毒剤の投与が必要な場合
		急性毒性－吸入 (31.章)	3	... 補足的な応急措置の説明 －緊急の特別な処置が必要な場合
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	... 補足的な応急措置の説明 －製造者/供給者または所管官庁が 指定する適切な洗浄剤が適切な場 合
		皮膚刺激性 (3.2 章)		
		皮膚感作性 (3.4 章)	1	
特定標的臓器有害性、単回暴露 (3.8 章)	1	... 補足的な応急措置の説明 －緊急の処置が必要な場合		
P322	特別な処置が必要である (このラベルの... を見よ)。	急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2	... 補足的な応急措置の説明 －特定の洗浄剤のような緊急処置が 進められる場合
		急性毒性－経皮 (3.1 章)	3,4	
P330	口をすすぐこと。	急性毒性－経口 (3.1 章)	1,2,3,4	
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
P331	無理に吐かせないこと。	皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
		吸引性呼吸器有害性 (3.10 章)	1,2	
P332	皮膚刺激が生じた場合：	皮膚刺激性 (3.2 章)	2,3	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P333	皮膚刺激または発疹が生じた場合：	皮膚感作性（3.4章）	1	
P334	冷たい水に浸すこと/湿った包帯で覆うこと。	自然発火性液体（2.9章）	1	
		自然発火性固体（2.10章）	1	
		水反応可燃性化学品（2.12章）	1,2	
P335	固着していない粒子を皮膚から払いのけること。	自然発火性固体（2.10章）	1	
		水反応可燃性化学品（2.12章）	1,2	
P336	凍った部分をぬるま湯でとかすこと。受傷部はこすらないこと。	高压ガス（2.5章）		
P337	眼の刺激が続く場合：	眼刺激性（3.3章）	2A,2B	
P338	コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 その後も洗浄を続けること。	皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		重篤な眼の障害性（3.3章）	1	
		眼刺激性（3.3章）	2A,2B	
P340	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。	急性毒性－吸入（31.章）	1,2,3,4	
		皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激性（3.8章）	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用（3.8章）	3	
P341	呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。	呼吸器感作性（3.4章）	1	
P342	呼吸に関する症状が出た場合：	呼吸器感作性（3.4章）	1	
P350	多量の水と石鹼で優しく洗うこと。	急性毒性－経皮（3.1章）	1,2	
P351	水で数分間注意深く洗うこと。	皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		重篤な眼の障害性（3.3章）	1	
		眼刺激性（3.3章）	2A,2B	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P352	多量の水と石鹼で洗うこと。	急性毒性－経皮 (3.1 章)	3,4	
		皮膚刺激性 (3.2 章)	2	
		皮膚感作性 (3.4 章)	1	
P353	皮膚を流水/シャワーで洗うこと。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3	
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
P360	服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。	酸化性液体 (2.13 章)	1	
		酸化性固体 (2.14 章)	1	
P361	汚染された衣類をすべて脱ぐこと。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3	
		急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2,3	
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
P362	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。	皮膚刺激性 (3.2 章)	2	
P363	汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。	急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2,3	
		急性毒性－経皮 (3.1 章)	4	
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
		皮膚感作性 (3.4 章)	1	
P370	火災の場合：	火薬類 (2.1 章)	等級 1.1,1.2,1.3,1.4,1.5	
		支燃性/酸化性ガス (2.4 章)	1	
		引火性液体 (2.6 章)	1,2,3,4	
		可燃性固体 (2.7 章)	1,2	
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		自然発火性液体 (2.9 章)	1	
		自然発火性固体 (2.10 章)	1	
水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3			

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P370 (続き)	火災の場合：(続き)	酸化性液体 (2.13 章)	1,2,3	
		酸化性固体 (2.14 章)	1,2,3	
P371	大火災の場合で大量にある場合：	酸化性液体 (2.13 章)	1	
		酸化性固体 (2.14 章)	1	
P372	火災の場合に爆発する危険性あり。	火薬類 (2.1 章)	不安定火薬類 および等級 1.1,1.2,1.3,1.4,1.5	-1.4S 弾薬およびその成分からなる火薬以外の場合
P373	炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。	火薬類 (2.1 章)	等級 1.4	
P374	適当な距離から注意して消火すること。	火薬類 (2.1 章)	不安定火薬類 および等級 1.1,1.2,1.3,1.4,1.5	-1.4S 弾薬およびその成分からなる火薬の場合
P375	爆発の危険性に応じ、離れ距離から消火すること。	自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B	
		酸化性液体 (2.13 章)	1	
		酸化性固体 (2.14 章)	1	
P376	安全に対処できるならば漏洩を止めること。	支燃性/酸化性ガス (2.4 章)	1	
P377	漏洩ガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。	可燃性/引火性ガス (2.2 章)	1,2	
P378	消火に. . . を使用すること。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3,4	. . . 製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段 -水がリスクを増大させる場合
		可燃性固体 (2.7 章)	1,2	
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		自然発火性液体 (2.9 章)	1	
		自然発火性固体 (2.10 章)	1	
		水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3	
		酸化性液体 (2.13 章)	1,2,3	
		酸化性固体 (2.14 章)	1,2,3	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P380	区域より退避させること。	火薬類 (2.1 章)	不安定火薬類	
		火薬類 (2.1 章)	等級 1.1,1.2,1.3,1.4,1.5	
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B	
		酸化性液体 (2.13 章)	1	
		酸化性固体 (2.14 章)	1	
P381	安全に対処できるならば着火源を除去すること。	可燃性/引火性ガス (2.2 章)	1,2	
P390	物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。	金属腐食性物質 (2.16 章)	1	
P391	漏出物を回収すること。	水生環境有害性、急性毒性 (4.1 章)	1	
		水生環境有害性、慢性毒性 (4.1 章)	1,2	
P301 + P310	飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。	急性毒性－経口 (3.1 章)	1,2,3	
		吸引性呼吸器有害性 (3.10 章)	1,2	
P301 + P312	飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。	急性毒性－経口 (3.1 章)	4	
P301 + P330 + P331	飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。	皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
P302 + P334	皮膚に付着した場合：冷たい水に浸すこと/湿った包帯で覆うこと。	自然発火性液体 (2.9 章)	1	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P302 + P350	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で優しく洗うこと。	急性毒性－経皮（3.1章）	1,2	
P302 + P352	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。	急性毒性－経皮（3.1章）	3,4	
		皮膚刺激（3.2章）	2	
		皮膚感作性（3.4章）	1	
P303 + P361 + P353	皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。	引火性液体（2.6章）	1,2,3	
		皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
P304 + P312	吸入した場合：気分が悪い時は、医師に連絡すること。	急性毒性－吸入（3.1章）	5	
P304 + P340	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。	急性毒性－吸入（3.1章）	1,2,3,4	
		皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激性（3.8章）	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用（3.8章）	3	
P304 + P341	吸入した場合：呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。	呼吸器感作性（3.4章）	1	
P305 + P351 + P338	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	皮膚腐食性（3.2章）	1A,1B,1C	
		重篤な眼の損傷性（3.3章）	1	
		眼刺激性（3.3章）	2A,2B,	
P306 + P360	衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類及び皮膚を多量の水で洗うこと。	酸化性液体（2.13章）	1	
		酸化性固体（2.14章）	1	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P307 + P311	暴露した場合：医師に連絡すること。	特定標的臓器有害性、単回暴露（3.8章）	1	
P308 + P313	暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当てを受けること。	生殖細胞変異原性（3.5章）	1A,1B,2	
		発がん性（3.6章）	1A,1B,2	
		生殖毒性（3.7章）	1A,1B,2	
		生殖毒性、授乳に対するまたは授乳を介した影響（3.7章）	追加区分	
P309 + P311	暴露したとき、または気分が悪い時：医師に連絡すること。	特定標的臓器有害性、単回暴露（3.8章）	2	
P332 + P313	皮膚刺激が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。	皮膚刺激性（3.2章）	2,3	
P333 + P313	皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。	皮膚感作性（3.4章）	1	
P335 + P334	固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すこと/湿った包帯で覆うこと。	自然発火性固体（2.10章）	1	
		水反応可燃性化学品（2.12章）	1,2	
P337 + P313	眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。	眼刺激性（3.3章）	2A,2B	
P342 + P311	呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。	呼吸器感作性（3.4章）	1	
P370 + P376	火災の場合：安全に対処できるならば漏洩を止めること。	支燃性/酸化性ガス（2.4章）	1	

コード (1)	応急措置注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P370 + P378	火災の場合：消火に．．．を使用すること。	引火性液体（2.6章）	1,2,3,4	．．．製造者/供給者または所管官 庁が指定する適当な手段 －水がリスクを増大させる場合
		可燃性固体（2.7章）	1,2	
		自己反応性化学品（2.8章）	タイプ A,B,C,D,E,F	
		自然発火性液体（2.9章）	1	
		自然発火性固体（2.10章）	1	
		水反応可燃性化学品（2.12章）	1,2,3	
		酸化性液体（2.13章）	1,2,3	
P370 + P380	火災の場合：区域より退避させること。	火薬類（2.1章）	等級 1.1,1.2,1.3,1.4,1.5	
P370 + P380 + P375	火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。	自己反応性化学品（2.8章）	タイプ A,B,	
P371 + P380 + P375	大火災の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。	酸化性液体（2.13章）	1	
		酸化性固体（2.14章）	1	

表 A3.2.4 貯蔵注意書きのコード

コード (1)	貯蔵注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)	
P401	．．． に保管すること。	火薬類 (2.1 章)	不安定火薬類 および等級 1.1,1.2,1.3,1.4,1.5	．．． 国際/国/都道府県/市町村の規則 (明示する) に従って	
P402	乾燥した場所に保管すること。	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3		
P403	換気の良い場所で保管すること。	可燃性/引火性ガス (2.2 章)	1,2		
		支燃性/酸化性ガス (2.4 章)	1		
		高圧ガス (2.5 章)	圧縮ガス		
			液化ガス		
			深冷液化ガス		
			溶解ガス		
		引火性液体 (2.6 章)	1,2,3,4		
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F		
		急性毒性－吸入 (3.1 章)	1,2,3		－製品が危険有害な気体を発生させるほど揮発性である場合
特定標的臓器有害性、単回暴露、 気道刺激性 (3.8 章)	3				
特定標的臓器有害性、単回暴露、 麻酔作用 (3.8 章)	3				
P404	密閉容器に保管すること。	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3		

コード (1)	貯蔵注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P405	施錠して保管すること。	急性毒性－経口 (3.1 章)	1,2,3	
		急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2,3	
		急性毒性－吸入 (3.1 章)	1,2,3	
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
		生殖細胞変異原性 (3.5 章)	1A,1B,2	
		発がん性 (3.6 章)	1A,1B,2	
		生殖毒性 (3.7 章)	1A,1B,2	
		特定標的臓器有害性、単回暴露 (3.8 章)	1,2	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激性 (3.8 章)	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用 (3.8 章)	3	
		吸引性呼吸器有害性 (3.10 章)	1,2	
P406	耐腐食性/耐腐食性内張りのある... 容器に保管すること。	金属腐食性物質 (2.6 章)	1	... 製造者/供給者または所管官庁が指定する他の互換性がある材料
P407	積荷/パレット間にすきまをあけること。	自己発熱性化学品 (2.11 章)	1,2	
P410	日光から遮断すること。	可燃性/引火性エアゾール (2.3 章)	1,2	
		高圧ガス (2.5 章)	圧縮ガス	
			液化ガス	
			溶解ガス	
		自己発熱性化学品 (2.11 章)	1,2	
有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F			

コード (1)	貯蔵注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P411	. . . °C 以下の温度で保管すること。	自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	. . . 製造者/供給者または所管官 庁が指定する温度
		有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
P412	50°C 以上の温度に暴露しないこと。	可燃性/引火性エアゾール (2.3 章)	1,2	
P413	. . . kg 以上の大量品は、. . . °C 以下の 温度で保管すること。	自己発熱性化学品 (2.11 章)	1,2	. . . 製造者/供給者または所管官 庁が指定する量と温度
P420	他の物質から離して保管すること。	自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		自己発熱性化学品 (2.11 章)	1,2	
		有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
P422	内容物を. . . 中で保管すること。	自然発火性液体 (2.9 章)	1	. . . 製造者/供給者または所管官 庁が指定する適切な液体または不 活性ガス
		自然発火性固体 (2.10 章)	1	
P402 + P404	乾燥した場所または密閉容器に保管するこ と。	水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3	
P403 + P233	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉 しておくこと。	急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2,3	－製品が危険有害な気体を発生さ せるほど揮発性である場合
		特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激 性 (3.8 章)	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用 (3.8 章)	3	

コード (1)	貯蔵注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P403 + P235	換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。	引火性液体 (2.6 章)	1,2,3,4	
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
P410 + P403	日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。	高圧ガス (2.5 章)	圧縮ガス	
			液化ガス	
			溶解ガス	
P410 + P412	日光から遮断し、50°C 以上の温度に暴露しないこと。	可燃性/引火性エアゾール (2.3 章)	1,2	
P411 + P235	... °C 以下の温度で保管すること。涼しいところに置くこと。	有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	... 製造者/供給者または所管官庁が指定する温度

表 A3.2.5 廃棄注意書きのコード

コード (1)	廃棄注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P501	内容物/容器を．．．に廃棄すること。	火薬類 (2.1 章)	不安定火薬類 および等級 1.1,1.2,1.3,1.4,1.5	．．． 国際/国/都道府県/市町村の規則 (明示する) に従って
		引火性液体 (2.6 章)	1,2,3,4	
		自己反応性化学品 (2.8 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		水反応可燃性化学品 (2.12 章)	1,2,3	
		酸化性液体 (2.13 章)	1,2,3	
		酸化性固体 (2.14 章)	1,2,3	
		有機過酸化物 (2.15 章)	タイプ A,B,C,D,E,F	
		急性毒性－経口 (3.1 章)	1,2,3	
		急性毒性－経皮 (3.1 章)	1,2,3	
		急性毒性－吸入 (3.1 章)	1,2,3	
		皮膚腐食性 (3.2 章)	1A,1B,1C	
		呼吸器感作性 (3.4 章)	1	
		皮膚感作性 (3.4 章)	1	
		生殖細胞変異原性 (3.5 章)	1A,1B,2	
		発がん性 (3.6 章)	1A,1B,2	
生殖毒性 (3.7 章)	1A,1B,2			
特定標的臓器有害性、単回暴露 (3.8 章)	1,2			

コード (1)	廃棄注意書き (2)	危険有害性クラス (3)	区分 (4)	使用の条件 (5)
P501 (続き)	内容物/容器を．．．に廃棄すること。 (続き)	特定標的臓器有害性、単回暴露、気道刺激性 (3.8 章)	3	
		特定標的臓器有害性、単回暴露、麻酔作用 (3.8 章)	3	
		特定標的臓器有害性、反復暴露 (3.9 章)	1,2	
		吸引性呼吸器有害性 (3.10 章)	1,2	
		水生環境有害性、急性毒性 (4.1 章)	1,2,3	
		水生環境有害性、慢性毒性 (4.1 章)	1,2,3,4	

附属書 3

第3節 注意書きの使用

A3.3.1 序文

A3.3.1.1 この節は、各 GHS 危険有害性クラスと区分にたいする適切な記述の選定に関する支援を含む、GHS と一致する注意書きの使用に関する手引きを提供する。

A3.3.1.2 注意書きを割り当てる出発点は化学製品の危険有害性の分類である。GHS 中での危険有害性を分類するシステムは関係する化学品の固有の特性に基づく (1.3.2.2.1)。しかしながら、あるシステムでは、通常の見取り、通常使用または予見できる誤用の条件下では各々のリスクが除外されるという情報が提示されるのであれば、表示は、消費者製品ラベル上の慢性の有害性には要求されないこともある (附属書 4 参照)。ある種の危険有害性記述が必要でないのであれば、対応する注意書きもまた必要ではない (A4.1.1)。

A3.3.1.3 この節の警句を割り当てるための手引きは、関連する GHS 危険有害性分類基準および危険有害性の種別に関連する基本的な最小の警句を提供するために開発されてきた。

A3.3.1.4 既存の注意書きは、この附属書の開発のための基礎として最大限使用されてきた。これらの既存のシステムには、IPCS 国際化学物質安全性カード (ICSC) コンパイラーズガイド、米国規格 (ANSI Z129.1)、欧州分類と表示指令、緊急対応ガイドブック (ERG 2004) および米国環境保護庁表示検査マニュアルがある。

A3.3.1.5 この節の目標は注意書きのより一貫した使用を促進することである。これらの使用が安全な取扱いを強化し、主要な概念と手法が訓練と教育活動において重視されることとなる。

A3.3.1.6 この節は、途上の文書とみなされるものであり、ゆえに、時がたてば更なる改良と開発の対象となるべきものである。下記にある表の基本的な概念および原理は残るであろう。

A3.3.2 注意書きの割り当て

A3.3.2.1 この附属書は適切な注意書きの選択を手引する表を提示する。表にはすべての区分に対応する注意行動が含まれている。特別な危険有害性クラスに関するすべての特定の要素を使用すべきである。ある種の危険有害性クラスまたは区分に特に関連しない一般要素もまた必要に応じて使用すべきである。

A3.3.2.2 注意警句の適用において柔軟に対応するため、記述を組み合わせることはラベルの空間を節約し警句を読みやすくするために奨励される。警句を組み合わせることは、例えば、「**熱、火花、および裸火から離して保管し、涼しく換気の良い場所で貯蔵すること。**」のような、注意行動が類似である危険有害性の異なる種別のためにも有益である。

A3.3.2.3 注意書きは、GHS に調和した危険有害性伝達要素 (絵表示、注意喚起語および危険有害性情報) を伴った、GHS に一致したラベル上に表記すべきである。使用の指示のような追加の補助情報は、製造業者/販売業者、または所管官庁の指示にて与えられることもできる (第 1.2 章および第 1.4 章の 1.4.6.3 節を参照)。いくつかの特殊な化学品のためには、補足の応急処置、処置方法もしくは特殊解毒剤または洗浄剤が要求されるであろう。毒物センターもしくは臨床医または専門家の診断がそのような場合に求められるべきであり、かつ、ラベル上に含まれるべきである。

A3.3.3 一般的な注意書き

A3.3.3.1 一般的な注意書きは、人の健康または環境に有害と分類されるすべての物質と混合物に適用されるべきである。この目的のために、使用者または利用者の3グループ（一般市民、商業的使用者、産業労働者）に必要な情報および情報の出所について考慮されるべきである。

A3.3.3.2 それぞれの製品について使用前にラベルの注意書き、特定の安全手引きおよび使用前の各製品の安全データシートを見ることは、表示の要求事項であり労働安全衛生における手順の一部でもある。

A3.3.3.3 安全対策、応急措置、貯蔵および廃棄に関する注意処置を正確に履行するために、製品の組成に関する情報を手元に持つことも必要である。そうすることによって、更なる専門家の判断を必要とする際に、容器上に表示された情報、ラベルや安全データシートの情報をいかすことができる。

A3.3.3.4 GHS ラベル上の下記の一般的注意書きは与えられた条件下で適切である。

一般市民	GHS ラベル、補足のラベル情報	P101	医学的な助言が必要な時には：製品容器やラベルを持っていくこと。
		P102	子供の手の届かないところに置くこと。
		P103	使用前にラベルをよく読むこと。
産業労働者	GHS ラベル、補足のラベル情報、安全データシート、作業場指示		上記にないもの

A3.3.4 注意書きの表の構成

A3.3.4.1 表には注意書きの核心部分を太字で示す。特別の指示がない限りこの文言がラベルに記載される。しかしながら、すべての場合にまったく同一の言葉の組合せを強制することは不要である。推奨する表現の変更については所管官庁の決定による。明瞭で簡潔な言語は注意行動の情報を伝えるためにきわめて重要である。

A3.3.4.2 “場合”あるいは“明示する”で始まる斜体の文言は、注意書きの適用のための注釈であり、ラベルに表示されることは意図していない。

A3.3.4.3 注意書きに斜線「/」がある時、これは分離された文言を選択しなければならないことを示す。このような場合、製造者や供給者は選択するか、あるいは所管官庁は最も適当な文言を規定してもよいであろう。例えば、「**熱/火花/裸火/高温のもの**のような着火源から遠ざけること」は「**熱から遠ざけること**」でよいであろう。

A3.3.4.4 注意書きに3つの句点「. . .」がある時、これらは全ての適用条件がそろっているわけではないことを示す。このような場合、製造者や供給者は選択するか、あるいは所管官庁は最も適当な文言を規定してもよいであろう。例えば、「**防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/. . . /機器を使用すること**」の「. . .」は、他の機器が特定される必要があるかもしれないことを示している。

A3.3.4.5 多くの場合推奨される注意書きは独立している。例えば、爆発危険性の警句は健康有害性に関するものを制限しない、また危険性と有害性の両方に分類されるものは、どちらに対しても注意書きを持つべきである。

A3.3.4.6 物質または混合物が、いくつかの健康有害性に分類される場合には、一般的に、最も厳格な注意書きセットが適用されるべきである。これは主として予防対策に適用される。“対応”に関する警句に関して、迅速な行動が必須であろう。例えば、化学品が発がん性および急性毒性であれば、急性毒性のための応急処置の手段は長期の影響のための処置に優先するであろう。さらに、事故的な暴露が起きた場合、たとえ中毒の急性症状を伴っていないなくても、遅効性の健康影響への医学的手当ては必要であろう。

A3.3.4.7 種々の読解力の人々を保護するために、情報を一種類以上で伝えるように注意絵表示と注意書きの双方を含むことは有用であろう(1.4.4.1(a))。しかしながら、絵表示の防護効果は限定されており、附属書 3 の例は記述されるすべての予防観点をカバーしていないことに注意すべきである。絵表示は有用であるが、誤解されることがありえ、訓練に代替するものではない。

A3.3.5 危険有害性クラス/区分による注意書きの表

A3.3.5.1 この表には、GHS の各危険有害性クラスおよび区分に対して推奨される注意書きが、一般的注意書き (A3.2.2.1 参照) を除き、種類ごとに記載されている。各注意書きのすぐ上には使用されるコードが付けられている。

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
不安定爆発物

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H200 不安定火薬類



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P201 使用前に取扱説明書を入手すること。</p> <p>P202 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。</p> <p>P281 指定された個人用保護具を使用すること。</p>	<p>P372 火災の場合に爆発する危険性あり。</p> <p>P373 炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。</p> <p>P380 区域より退避させること。</p>	<p>P401 ...に保管すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
等級 1.1
等級 1.2
等級 1.3

注意喚起語
危険
危険
危険

危険有害性情報
H201 爆発物; 大量爆発危険性
H202 爆発物; 激しい飛散危険性
H203 爆発物; 火災、爆風または飛散危険性



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P230 ...にて湿らせておくこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な物質 - 製造または運転プロセスに必要な場合を除き、乾燥により爆発危険性が増す場合 (例: ニトロセルロース)</p> <p>P240 容器および受器を接地すること/アースをとること。 - 火薬類が静電的に敏感である場合</p> <p>P250 粉砕/衝撃/.../摩擦のような取り扱いをしないこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な扱い</p> <p>P280 保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P380 火災の場合には区域より退避させること。</p> <p>P372 火災の場合に爆発する危険性あり。</p> <p>P373 炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。</p>	<p>P401 ...に保管すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則 (明示する) に従って</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則 (明示する) に従って</p>

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
等級 1.4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H204 火災または飛散危険性



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P240 容器および受器を接地すること/アースをとること。 - 火薬類が静電的に敏感である場合</p> <p>P250 粉砕/衝撃/.../摩擦のような取り扱いをしないこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な扱い</p> <p>P280 保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P380 火災の場合：区域より退避させること。</p> <p>P372 火災の場合：爆発する危険性あり。 - 1.4S 弾薬およびその成分からなる火薬以外の場合</p> <p>P373 炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと。</p> <p>P374 適当な距離から注意して消火すること。 - 1.4S 弾薬およびその成分からなる火薬の場合</p>	<p>P401 ...に保管すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

火薬類
(第 2.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
等級 1.5

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H205 火災時に大量爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P230 ...にて湿らせておくこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な物質 - 製造または運転プロセスに必要な場合を除き、乾燥により爆発危険性が増す場合 (例: ニトロセルロース)</p> <p>P240 容器および受器を接地すること/アースをとること。 - 火薬類が静電的に敏感である場合</p> <p>P250 粉砕/衝撃/.../摩擦のような取り扱いをしないこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する乱暴な扱い</p> <p>P280 保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P380 火災の場合：区域より退避させること。</p> <p>P372 火災の場合：爆発する危険性あり。</p> <p>P373 炎が火薬類に届いたら消火活動をしないこと</p>	<p>P401 ...に保管すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

可燃性/引火性ガス
(第 2.2 章)

シンボル
炎

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H220 極めて可燃性/引火性の高いガス



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p>	<p>P377 漏洩ガス火災の場合： 漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。</p> <p>P381 安全に対処できるならば着火源を除去すること。</p>	<p>P403 換気の良い場所で保管すること。</p>	

可燃性/引火性ガス
(第 2.2 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H221 可燃性/引火性の高いガス

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p>	<p>P377 漏洩ガス火災の場合： 漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。</p> <p>P381 安全に対処できるならば着火源を除去すること。</p>	<p>P403 換気の良い場所で保管すること。</p>	

可燃性/引火性エアゾール
(第 2.3 章)

シンボル
炎

危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

H222 極めて可燃性/引火性の高いエアゾール
H223 可燃性/引火性のエアゾール



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P211 裸火または他の着火源に噴霧しないこと。</p> <p>P251 加圧容器：使用後も含め、穴をあけたり燃やしたりしないこと。</p>		<p>P410 + P412 日光から遮断し、50 °C 以上の温度に暴露しないこと。</p>	

支燃性/酸化性ガス
(第 2.4 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H270 発火または火災助長のおそれ；酸化性物質



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質 P244 減圧バルブにはグリースおよび油を使用しないこと。	P370 + P376 火災の場合：安全に対処できるならば漏洩を止めること。	P403 換気の良い場所で保管すること。	

高圧ガス
(第 2.5 章)

シンボル
ガスボンベ



危険有害性区分

圧縮ガス
液化ガス
溶解ガス

注意喚起語

警告
警告
警告

危険有害性情報

H280 加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
H280 加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
H280 加圧ガス；熱すると爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
		P410 + P403 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。	

高圧ガス
(第 2.5 章)

シンボル
ガスボンベ



危険有害性区分
深冷液化ガス

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H281 深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P282 耐熱手袋/保護衣/保護面/保護眼鏡を着用すること。	P336 凍った部分をぬるま湯でとがすこと。 受傷部はこすらないこと。 P315 直ちに医師の診断/手当てを受けること。	P403 換気の良い場所で保管すること。	

引火性液体
(第 2.6 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

1
2
3

注意喚起語

危険
危険
警告

危険有害性情報

H224 極めて引火性の高い液体および蒸気
H225 引火性の高い液体および蒸気
H226 引火性液体および蒸気

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P223 容器を密閉しておくこと。</p> <p>P240 容器を接地すること/アースをとること。 - 静電気に敏感な物質を積みなおす場合 - 製品が危険有害な気体を発生させるほど揮発性である場合</p> <p>P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/...機器を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する他の機器</p> <p>P242 火花を発生させない工具を使用すること。</p> <p>P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P303 + P361 + P353 皮膚(または髪)にかかった場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。</p> <p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>	<p>P403 + P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

引火性液体
(第 2.6 章)

シンボル なし

危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H227 可燃性液体

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 裸火や高温のものから遠ざけること。ー禁煙。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>	<p>P403 + P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

可燃性固体
(第 2.7 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

H228 可燃性固体
H228 可燃性固体

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P240 容器を接地すること/アースをとること。 - 静電気に敏感な物質を積みなおす場合</p> <p>P241 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/...機器を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する他の機器 - 粉じん雲を発生する可能性がある場合</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>		

自己反応性化学品
(第 2.8 章)

シンボル
爆弾の爆発



危険有害性区分
タイプ A

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H240 熱すると爆発のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P234 他の容器に移し替えないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p> <p>P370 + P380 + P375 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じた距離から消火すること。</p>	<p>P403+ +P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。</p> <p>P411 (製造者/供給者または所管官庁が指定する) ...°C以下の温度で保管すること。 . P420 他の物質から離して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

自己反応性化学品
(第 2.8 章)

シンボル
爆弾の爆発および
炎

危険有害性区分
タイプ B

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H241 熱すると火災や爆発のおそれ



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P234 他の容器に移し替えないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p> <p>P370 + P380 + P375 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。</p>	<p>P403+ P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。</p> <p>P411 ...°C 以下の温度で保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する温度</p> <p>P420 他の物質から離して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

自己反応性化学品
(第 2.8 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

タイプ C
タイプ D
タイプ E
タイプ F

注意喚起語

危険
危険
警告
警告

危険有害性情報

H242 熱すると火災のおそれ
H242 熱すると火災のおそれ
H242 熱すると火災のおそれ
H242 熱すると火災のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P234 他の容器に移し替えないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>	<p>P403+ P235 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。</p> <p>P411 ...°C 以下の温度で保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する温度</p> <p>P420 他の物質から離して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

自己発火性液体
(第 2.9 章)

シンボル
炎

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H250 空気に触れると自然発火



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P222 空気に接触させないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P335 + P334 皮膚に付着した場合：冷たい水に浸すこと/湿った包帯で覆うこと。</p> <p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>	<p>P422 内容物を...中で保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な液体または不活性ガス</p>	

自己発火性固体
(第 2.10 章)

シンボル
炎



危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H250 空気に触れると自然発火

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源 から遠ざけること。－禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P222 空気に接触させないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P335 + P334 固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すこと/湿った包帯で覆うこと。</p> <p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>	<p>P422 内容物を...中で保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な液体または不活性ガス</p>	

自己発熱性化学品
(第 2.11 章)

シンボル
炎



危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

H251 自己発熱；発火のおそれ
H252 大量の場合自己発熱；火災のおそれ

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P235 + P410 涼しい所に置き、日光を避けること。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の 種類</p>		<p>P407 積荷/パレット間にすきまをあけること。</p> <p>P413 ...kg 以上の大量品は、...°C 以下の温度で保管す ること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する量と 温度</p> <p>P420 他の物質から離して保管すること。</p>	

水反応可燃性化学品
(第 2.12 章)

シンボル
炎



危険有害性区分	注意喚起語	危険有害性情報
1	危険	H260 水に触れると自然発火するおそれのある可燃性/引火性ガスを発生
2	危険	H261 水に触れると可燃性/引火性ガスを発生

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P223 激しい反応と火災の発生の危険があるため、水と接触させないこと。</p> <p>P231 + P232 湿気を遮断し、不活性ガス下で取り扱うこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P335 + P334 固着していない粒子を皮膚から払いのけ、冷たい水に浸すこと/湿った包帯で覆うこと。</p> <p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>	<p>P402 + P404 乾燥した場所または密閉容器に保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

水反応可燃性化学品
(第 2.12 章)

シンボル
炎



危険有害性区分
3

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H261 水に触れると可燃性/引火性ガスを発生

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P231 + P232 湿気を遮断し、不活性ガス下で取り扱うこと。 P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類	P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合	P402 + P404 乾燥した場所または密閉された容器中で保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

酸化性液体
(第 2.13 章)

シンボル
円上の炎



危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H271 火災または爆発のおそれ；強酸化性物質

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱から遠ざけること。</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。</p> <p>P221 可燃物と混合を回避するために予防策を取ること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する他の禁忌物質</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p> <p>P283 防火服/防炎服/耐火服を着用すること。</p>	<p>P306 + P360 衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。</p> <p>P371 + P380 + P375 大火災の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。</p> <p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

酸化性液体
(第 2.13 章)

シンボル
円上の炎



危険有害性区分
2
3

注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
H272 火災助長のおそれ；酸化性物質
H272 火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱から遠ざけること。</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P221 可燃物と混合を回避するために予防策をとること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する他の禁忌物質</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

酸化性固体
(第 2.14 章)

シンボル
円上の炎

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H271 火災または爆発のおそれ；強酸化性物質



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱から遠ざけること。</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P221 可燃物と混合を回避するために予防策を取ること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する他の禁忌物質</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p> <p>P283 防火服/防炎服/耐火服を着用すること。</p>	<p>P306 + P360 衣類にかかった場合：服を脱ぐ前に、直ちに汚染された衣類および皮膚を多量の水で洗うこと。</p> <p>P371 + P380 + P375 大火災の場合で大量にある場合：区域より退避させ、爆発の危険性に応じ、離れた距離から消火すること。</p> <p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

酸化性固体
(第 2.14 章)

シンボル
円上の炎



危険有害性区分
2
3

注意喚起語
危険
警告

危険有害性情報
H272 火災助長のおそれ；酸化性物質
H272 火災助長のおそれ；酸化性物質

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱から遠ざけること。</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P221 可燃物と混合を回避するために予防策をとること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する他の禁忌物質</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P370 + P378 火災の場合：消火に...を使用すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な手段。 - 水がリスクを増大させる場合</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
爆弾の爆発

危険有害性区分
タイプ A

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H240 熱すると爆発のおそれ



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P234 他の容器に移し替えないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>		<p>P411 + P235 ...°C以下の温度の温度で保管すること。涼しいところに置くこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する温度</p> <p>P410 日光から遮断すること。</p> <p>P420 他の物質から離して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
爆弾の爆発 および
炎

危険有害性区分
タイプ B

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H241 熱すると火災や爆発のおそれ



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P234 他の容器に移し替えないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>		<p>P411 + P235 ...°C以下の温度の温度で保管すること。涼しいところに置くこと ...製造者/供給者または所管官庁が指定する温度</p> <p>P410 日光から遮断すること。</p> <p>P420 他の物質から離して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

有機過酸化物
(第 2.15 章)

シンボル
炎

危険有害性区分

タイプ C
タイプ D
タイプ E
タイプ F

注意喚起語

危険
危険
警告
警告

危険有害性情報

H242 熱すると火災のおそれ
H242 熱すると火災のおそれ
H242 熱すると火災のおそれ
H242 熱すると火災のおそれ



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P210 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 製造者/供給者または所管官庁が指定する着火源</p> <p>P220 衣類/.../可燃物から遠ざけること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する禁忌物質</p> <p>P234 他の容器に移し替えないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>		<p>P411 + P235 ...°C/以下の温度の温度で保管すること。涼しいところに置くこと ...製造者/供給者または所管官庁が指定する温度</p> <p>P410 日光から遮断すること。</p> <p>P420 他の物質から離して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

金属腐食性物質
(第 2.16 章)

シンボル
腐食性

危険有害性区分
1

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H290 金属腐食のおそれ



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P234 他の容器に移し替えないこと。	P390 物質被害を防止するため流出したものを吸収すること。	P406 耐腐食性/耐腐食性内張りのある...容器に保管すること。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する他の互換性がある材料	

急性毒性－経口
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分

- 1
2

注意喚起語

- 危険
危険

危険有害性情報

- H300 飲み込むと生命に危険
H300 飲み込むと生命に危険



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p>	<p>P301+ P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。</p> <p>P321 特別な処置が必要である。（このラベルの...を参照） ...補足的な応急措置の説明 - 緊急の解毒剤の投与が必要な場合</p> <p>P330 口をすすぐこと。</p>	<p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

急性毒性－経口
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
3

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H301 飲み込むと有毒



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p>	<p>P301 + P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。</p> <p>P321 特別な処置が必要である。（このラベルの...を参照） ...補足的な応急措置の説明 - 緊急の解毒剤の投与が必要な場合</p> <p>P330 口をすすぐこと</p>	<p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

急性毒性－経口
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H302 飲み込むと有害



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p>	<p>P301 + P312 飲み込んだ場合：気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p> <p>P330 口をすすぐこと。</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

急性毒性－経口
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H303 飲み込むと有害のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。		

急性毒性－経皮
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ



危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
危険

危険有害性情報

H310 皮膚に接触すると生命に危険
H310 皮膚に接触すると生命に危険

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P262 眼、皮膚、または衣類に付けないこと。</p> <p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p> <p>P280 保護手袋/保護衣を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P302 + P350 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸でやさしく洗うこと。</p> <p>P310 直ちに医師に連絡すること。</p> <p>P322 特別な処置が必要である。(このラベルの...を参照) ...補足的な応急措置の説明 - 特別の洗浄剤のような緊急処置が必要な場合</p> <p>P361 直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと/取り除くこと。</p> <p>P363 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。</p>	<p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

急性毒性－経皮
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
3

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H311 皮膚に接触すると有毒



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P280 保護手袋/保護衣を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P302 + P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。</p> <p>P312 気分が悪い時は、医師に連絡する。</p> <p>P322 特別な処置が必要である。(このラベルの...を参照) ...補足的な応急措置の説明 - 特別の洗浄剤のような緊急処置が必要な場合</p> <p>P361 直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぐこと/取り除くこと。</p> <p>P363 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。</p>	<p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

急性毒性－経皮
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符



危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H312 皮膚に接触すると有害

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P280 保護手袋/保護衣を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P302 + P352 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。</p> <p>P312 気分が悪い時は、医師に連絡する。</p> <p>P322 特別な処置が必要である。(このラベルの...を参照) ...補足的な応急措置の説明 - 特別な洗浄剤のような緊急処置が必要な場合</p> <p>P363 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

急性毒性－経皮
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H313 皮膚に接触すると有害のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。		

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
危険

危険有害性情報

H330 吸入すると生命に危険
H330 吸入すると生命に危険



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</p> <p>P284 呼吸用保護具を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P304 + P340 吸入した場合： 被災者を空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>P310 直ちに医師に連絡すること。</p> <p>P320 特別な治療が緊急に必要である（このラベルの...を参照） ...補足の応急処置指示 - 緊急の解毒剤の投与が必要な場合</p>	<p>P403 + P233 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。 - 製品が危険有害な空気を発生させるほど揮発性である場合</p> <p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
どくろ

危険有害性区分
3

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H331 吸入すると有毒



注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</p>	<p>P304 + P340 吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>P311 医師に連絡すること。</p> <p>P321 特別な処置が必要である。(このラベルの...を参照) ...補足的な応急措置の説明 - 緊急の特別な処置が必要な場合</p>	<p>P403 + P233 換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。 - 製品が危険有害な空気を発生させるほど揮発性の場合</p> <p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
感嘆符



危険有害性区分
4

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H332 吸入すると有害

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</p>	<p>P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p>		

急性毒性－吸入
(第 3.1 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
5

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H333 吸入すると有害のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	P304 + P312 吸入した場合：気分が悪い時は、医師に連絡すること。		

皮膚腐食性/刺激性
(第 3.2 章)

シンボル
腐食性

危険有害性区分
1A、1B、1C

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H314 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P260 粉じんまたはミストを吸入しないこと。 使用中に吸入されうるほこりやミストの粒子が発生するかもしれない場合</p> <p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P301+ P330 + P331 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。</p> <p>P303 + P361 + P353 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。</p> <p>P363 汚染した衣類を再使用する場合には洗濯すること。</p> <p>P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>P310 直ちに医師に連絡すること。</p> <p>P321 特別な処置が必要である。（このラベルの...を参照） ...補足的な応急措置の説明 - 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤</p> <p>P305 + P351 + P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p>	<p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

皮膚腐食性/刺激性
(第 3.2 章)

シンボル
感嘆符

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H315 皮膚刺激



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P280 保護手袋を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具</p>	<p>P302 + P352 皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。</p> <p>P321 特別な処置が必要である。(このラベルの...を参照) ...補足的な応急措置の説明 - 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤</p> <p>P332 + P313 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。</p> <p>P362 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。</p>		

皮膚腐食性/刺激性
(第 3.2 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
3

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H316 軽度の皮膚刺激

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	P332 + P313 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。		

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
腐食性

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H318 重篤な眼の損傷



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P280 保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の 種類	P305 + P351 + P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。 次に、コンタクトレンズを着用していて容易に 外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続ける こと。 P310 直ちに医師に連絡すること。		

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
感嘆符



危険有害性区分
2A

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H319 強い眼刺激

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P280 保護眼鏡/保護面を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P305 + P351 + P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>P337 + P313 眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。</p>		

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
(第 3.3 章)

シンボル
なし

危険有害性区分
2B

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H320 眼刺激

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p>	<p>P305 + P351 + P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>P337 + P313 目の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。</p>		

感作性－呼吸器
(第 3.4 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H334 吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P285 換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P304 + P341 吸入した場合：呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>P342 + P311 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

感作性－皮膚
(第 3.4 章)

シンボル
感嘆符



危険有害性区分
1

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P261 粉じん/ヒューム/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。</p> <p>P280 保護手袋を着用すること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する用具の種類</p>	<p>P302 + P352 皮膚についた場合：多量の水と石鹸で洗うこと。</p> <p>P333 + P313 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けること。</p> <p>P321 特別な処置が必要である。(このラベルの...を参照) ...補足的な応急措置の説明 - 製造者/供給者または所管官庁が指定する適切な洗浄剤</p> <p>P363 汚染した衣類は再使用する場合には洗濯すること。</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

生殖細胞変異原性
(第 3.5 章)

シンボル
健康有害性



危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

H340 遺伝性疾患のおそれ <...>
H341 遺伝性疾患のおそれの疑い <...>

<...>には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P201 使用前に取扱説明書を入手すること。 P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 P281 指定された個人用保護具を使用すること。	P308 + P313 暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。	P405 施錠して保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

発がん性
(第 3.6 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

H350 発がんのおそれ <...>
H351 発がんのおそれの疑い <...>



<...> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。

注意書き

安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P201 使用前に取扱説明書を入手すること。</p> <p>P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。</p> <p>P281 指定された個人用保護具を使用すること。</p>	<p>P308 + P313 暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。</p>	<p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

生殖毒性
(第 3.7 章)

シンボル
健康有害性

危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ <...> <<...>>
H361 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い <...> <<...>>



<...>には、もし判れば影響の内容を記載する。
<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する。

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P201 使用前に取扱説明書を入手すること。 P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 P281 指定された個人用保護具を使用すること。	P308 + P313 暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。	P405 施錠して保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

生殖毒性
(第 3.7 章)
(授乳に対するまたは授乳を介した影響)

シンボル なし

危険有害性区分
(追加)

注意喚起語
注意喚起語なし

危険有害性情報
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P201 使用前に取扱説明書を入手すること。</p> <p>P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 - 使用中に吸入されるほこりやミストの粒子が発生するかもしれない場合</p> <p>P263 妊娠中/授乳期中は接触を避けること。</p> <p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p>	<p>P308 + P313 暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。</p>		

特定標的臓器毒性（単回暴露）
（第 3.8 章）

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H370 <<...>>の場合、<...>の障害



<...> には、もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる
<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱い後に洗浄する体の部分</p> <p>P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p>	<p>P307 + P311 暴露した場合：医師に連絡すること。</p> <p>P321 特別な処置が必要である。（このラベルの...を参照） ...補足的な応急措置の説明 - 緊急の特別な処置が必要な場合</p>	<p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

特定標的臓器毒性（単回暴露）
（第 3.8 章）

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H371 <<...>>の場合、<...>の障害のおそれ。



<...> には、もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる
<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱い後に洗浄する体の部分</p> <p>P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p>	<p>P309 + P311 暴露した時、または気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p>	<p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

特定標的臓器毒性（単回暴露）
（第 3.8 章）

シンボル
感嘆符



危険有害性区分
3

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H335 呼吸器への刺激のおそれ、または、
H336 眠気やめまいのおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P261 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。</p>	<p>P304 + P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p>	<p>P403 + P233 換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。 - 製品が危険有害な空気を発生させるほど揮発性の場合</p> <p>P405 施錠して保管すること。</p>	<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

特定標的臓器毒性（反復暴露）
（第 3.9 章）

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
1

注意喚起語
危険

危険有害性情報
H372 長期にわたる、または、反復暴露<<...>>により臓器 <...> の障害



<...> には、もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる
<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
<p>P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件</p> <p>P264 取扱い後...よく洗うこと。 ...製造者/供給者または所管官庁が指定する取扱後に洗浄する体の部分</p> <p>P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。</p>	<p>P314 気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。</p>		<p>P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って</p>

特定標的臓器毒性（反復暴露）
（第 3.9 章）

シンボル
健康有害性

危険有害性区分
2

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H373 長期にわたる、または、反復暴露<<...>>による 臓器<...>の障害のおそれ



<...> には、もしわかればすべての影響を受ける臓器を挙げる
<<...>> には、他の経路からの暴露が有害でないことが決定的に証明されている場合、有害な経路を記載する

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 製造者/供給者または所管官庁が指定する適用条件	P314 気分が悪い時は、医師の診断/手当を受けること。		P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

吸引性呼吸器有害性
(第 3.10 章)

シンボル
健康有害性



危険有害性区分

1
2

注意喚起語

危険
警告

危険有害性情報

H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H305 飲み込んで気道に侵入すると有害のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
	P301 + P310 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 P331 吐かせないこと。	P405 施錠して保管すること。	P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

水生環境－急性有害性
(第 4.1 章)

シンボル
環境



危険有害性区分
1

注意喚起語
警告

危険有害性情報
H400 水生生物に非常に強い毒性

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P273 環境への放出を避けること。 - 必要な時以外は	P391 漏出物を回収すること。		P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

水生環境－急性有害性
(第 4.1 章)

シンボル なし

危険有害性区分
2
3

注意喚起語
注意喚起語なし
注意喚起語なし

危険有害性情報
H401 水生生物に毒性
H402 水生生物に有害

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P273 環境への放出を避けること。 - 必要な時以外は			P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

水生環境－慢性有害性
(第 4.1 章)

シンボル
環境

危険有害性区分

1
2

注意喚起語

警告
注意喚起語なし

危険有害性情報

H410 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性
H411 長期的影響により水生生物に毒性



注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P273 環境への放出を避けること。 - 必要な時以外は	P391 漏出物を回収すること。		P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

水生環境－慢性有害性

(第 4.1 章)

シンボル なし

危険有害性区分

3
4

注意喚起語

注意喚起語なし
注意喚起語なし

危険有害性情報

H412 長期的影響により水生生物に有害
H413 長期的影響により水生生物に有害のおそれ

注意書き			
安全対策	応急措置	保管	廃棄
P273 環境への放出を避けること。 - 必要な時以外は			P P501 内容物/容器を...に廃棄すること。 ...国際/国/都道府県/市町村の規則（明示する）に従って

附属書 3

第4節

注意書絵表示の例

A3.4.1 注意絵表示（ピクトグラム）

欧州連合（1992年6月24日付け理事会指令 92/58/EEC）から



南アフリカ標準局（SABS 0265:1999）から



